

事 務 連 絡

令和 6 年 4 月 19 日

障害者通所系事業者各位

杉並保健所保健予防課

新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の  
杉並保健所保健予防課の対応について

平素より、杉並区の保健衛生施策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月 5 日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から都道府県宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援について」が発出され、新型コロナウイルス感染症の対応については、本年 3 月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和 6 年 4 月以降、通常の医療提供体制とすることが通知され、本事務連絡に基づき東京都における取り扱いが示されました。

これに伴い、杉並保健所保健予防課としての対応や考え方を整理しましたので、ご連絡致します。

なお、令和 5 年 5 月 2 日付け事務連絡（別紙 1 裏面）の②について対応が変更となります。

①陽性者について、③濃厚接触者についての考え方の変更はありません。

今後とも、ご協力のほどよろしくお願い致します。

記

1 陽性者が出た際の保健所への報告について

以下の基準で報告をお願いします。

「その他疾患集団発生報告（別紙 2）」の報告基準を満たしたら、杉並保健所保健予防課へ報告書を FAX により提出してください

2 施設の感染対策の助言等

これまで通り、施設からの相談に基づく感染対策の助言等を実施します。

報告基準を満たさない場合においても、感染対策の相談を希望される場合、杉並保健所保健予防課へ電話でご連絡ください。

問合わせ先

杉並保健所保健予防課

0 3 - 3 3 9 1 - 1 0 2 5

担当：澤口・郷